

納税通知書の見方

納税通知書の宛名には納税義務者の住所・氏名が記載されます。また、課税明細書の納税義務者には登記名義人または所有者の住所・氏名が記載されます。そのため、納税通知書と課税明細書の記載が一致しない場合があります。

なお、届出書等により送付先を指定している場合は、その送付先住所・氏名と所有者名が併記されます。
 ※届出書等とは、相続人代表者指定届・納税管理人申告書・送付先変更届を指します。
【(例) 相続人代表者指定の届出をされている場合】
 住所：相続人代表者の住所
 氏名：上段＝相続人代表者の氏名
 下段＝被相続人の氏名(〇〇〇〇 様分)

土地・家屋ごとに課税標準額の合計を記載しています。(合計は千円未満を切り捨てています。)

固定資産税の税率は**1.4%**
 都市計画税の税率は**0.3%**

分譲マンションなどの区分所有土地は持分の割合によって算出した税額がこちらに表示されます。また、持分は課税明細書に表示されています。

軽減措置または減免措置が適用されている場合はその軽減額が表示されます。

固定資産税・都市計画税の年税額とその合計年税額が表示されます。(百円未満を切り捨てています。)

739-8601
 東広島市西条栄町8番29号

東広島 太郎 様
 (東広島 花子 様分)

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市 令和*年度
 固定資産税・都市計画税
 (土地・家屋・償却資産)
 納税通知書

賦課年度	令和*年度
通知書番号	*****

あなたの固定資産税・都市計画税は次のとおりです。

令和●年●月●日

東広島市長

電子
公印

口座振替のお申込みをされている方は、口座に関する情報が表示されます。

金融機関名	●●●●●●
支店名	●●●●●●
口座種別	●●●●●●
口座番号	●●●●●●
口座名義人	●●●●●●
振替方法	全期 or 期別

◎一括振替の方は、最初の振替日で年税額が引き落とされます。

◎お問い合わせ

東広島市役所 財務部 資産税課
 739-8601
 広島県東広島市西条栄町8番29号
 TEL.082-420-0911

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)	期別	納期限	納付額(円)
課税標準額	土地 ㉔	*****	第1期	令和●年●月●日	*****
	家屋 ㉕	*****		令和●年●月●日	*****
	償却資産 ㉖	*****		令和●年●月●日	*****
合計	㉔+㉕+㉖	*****	第2期	令和●年●月●日	*****
税率	㉔	1.4%	第3期	令和●年●月●日	*****
軽減・減免前税額	㉔-㉔×㉕	*****	第4期	令和●年●月●日	*****
共用土地税額	㉕	*****	随時期1		0
軽減税額	㉖	*****	随時期2		0
減免税額	㉗	*****			
年税額	㉔+㉕-㉖-㉗	*****			
合計年税額	㉔+㉕	*****			

期別ごとの納期限と納付額を記載しています。期別税額は合計年税額を4期で除し、千円未満の端数は第1期に合算されます。

区分所有家屋を所有されている場合、家屋の課税標準額の欄(㉔及び㉕)には、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額に持ち分相当の共用部分の課税標準相当額を加えた課税標準相当額を表示しています。

備考	宛名番号 *****
----	------------

お問合せの際には、こちらの宛名番号をお知らせください。

(1) 固定資産の価格について不服がある場合
 固定資産の価格について不服がある場合は、地方税法第432条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき価格等のすべてを登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間に、東広島市固定資産評価審査委員会に対して文書により審査の申出をすることができます。ただし、評価年(基準年度)以外の措置年度の場合において、前年度の価格が据え置かれていた土地又は家屋については、地目の変更、家屋の改築等の事情があるため新たに価格を決定すべきであるを理由とする場合(土地については、地価が下落しているため前年度の価格を修正すべきであることを理由とする場合を含む。)に限られます。なお、措置年度において地価の下部より前年度の価格が修正されている土地については、前年度の価格についての不服を審査の申出の理由とすることはできません。

(2) 固定資産の価格以外の事項について
 不服がある場合固定資産の価格以外の事項について不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第4条の規定により、この納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月を経過する日までの間に、東広島市長に対して審査請求をすることができます。